

目黒区立駒場小学校 P T A 規約



令和6年 6月 1日

153-0041 目黒区駒場3丁目11番13号

Email pta.komaba.parents@gmail.com

第1章 名称および目的

第1条 本会は、目黒区立駒場小学校PTA（Parent - Teacher Association）といい、事務所を駒場小学校内におく。

第2条 本会は、児童の心身の健全な発達と幸福の増進をはかるために、次の活動をする。

1. 学校と家庭との緊密な連絡をとり、学校の教育目標の達成に協力する。
2. 家庭や地域社会における児童の生活環境の向上をはかる。
3. 会の活動に対する会員の理解と関心を高め、会員相互の友好につとめる。

第2章 性格および方針

第3条 本会の性格は次のとおりとする。

1. 前条の目的を達成するためのものであって、学校行政に干渉しない。
2. 特定の政党や宗派にかたよらず、営利を目的とする行為はしない。

第4条 本会は次の方針に従って運営する。

1. 会員相互のなごやかな人間関係を作り、協力して会の目的を達成するようにつとめる。
2. 効果的、効率的に活動するため、情報通信技術や民間サービスを積極的に活用するよう努める。

第3章 会員

第5条 本会は次の人々で組織し、会員はすべて平等の権利を持ち、その義務をはたす。

1. 本校に在籍する児童の保護者。
2. 本校に勤務する教職員。

第4章 役員

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長1名（保護者）、副会長4～5名程度（保護者3～4名、副校長1名）、書記（IT担当を含む。）4名程度（保護者3名、教職員1名）、会計2名程度（保護者2名）のほか、会長が必要と認める役員
2. 周年行事開催年度には、周年行事委員長1名（保護者）を置く。

3. 役員の任期は、3月1日から翌々年度4月30日までの2年2ヶ月間(引継ぎ猶予期間を含む)とし、同一の役職での再任は行わない。
4. 前項の規定にかかわらず、本人の申出があれば、当該役員の任期について、3月1日から翌年度4月30日までの1年2ヶ月間とすることができる。
5. 役員に欠員が生じた場合、役員会において後任を選出し実行委員会で承認する。尚、任期は前任者の残余期間とする。

第7条 役員は、前年度の役員会が選定した候補者を、実行委員会が承認することにより選出される。

第8条 役員は、それぞれの任務を分担するとともに会の運営についての調整と助成にあたる。

1. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を助け、会長不在の時はその代理をつとめる。
3. 書記は、本会の庶務を担当し、議事録を作成、保管する。
4. 会計は、本会の経理事務を処理する。
5. 周年行事委員長は、その年度の周年行事の運営に協力する。

第5章 会計監査

第9条 本会に、会計監査をおく。

1. 会計監査は2名とし、前年度役員の中から互選する。
2. 本会の会計事務を監査する。
3. 会計監査の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とし、再任は1回までとする。

第6章 組織

第10条 本会に、総会、実行委員会、役員会を置くほか、役員会の決めるところにより、委員会、学年代表その他の組織及び役職を置くことができる。

第11条 総会は最高の議決機関であり年1回定期総会を開く。また会長が必要と認めた時又は会員の1割以上の要請があった場合、会長は臨時総会を招集する。

1. 総会は、活動計画、予算決算の承認、規約改正、その他の重要事項を議決する。

2. 総会は全会員の1割以上の出席をもって成立とし、議決は委任状を含めた出席会員の過半数で決める。
3. 総会の議長は全会員の中から選出する。

第12条 実行委員会は、役員、学年代表、各委員会の委員長、校長その他会長が必要と認めた者によって構成する。

1. 実行委員会の構成員は、本会が活動するにあたり、連携を図るものとする。
2. 実行委員会は、必要に応じて、会長が招集する。

第13条 役員会は、役員によって構成される。

1. 各委員会の委員長は、役員会の要請によって参加する。
2. 役員会は、必要に応じて、会長が招集する。
3. 役員会は、活動計画と予算案ならびに総会に提出する議案を作成する。

第7章 会計

第14条 本会は、会費、その他の収入により運営される。

1. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。
2. 会計は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
3. 会計規定および慶弔規定は、会計年度毎に、前年度の規定等を踏まえ、役員会が、総会の承認を得て定める。

第8章 会員の個人情報の取り扱い

第1条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護方針」に定め適正に運用するものとする。

【付則】

第1条 この規約に定めのない事項については、実行委員会の承認を受け、細則を定めることができる。

第2条 この規約は、昭和55年4月1日より実施する。

昭和60年	4月	1日より一部改正	平成20年	4月	1日より一部改正
昭和61年	4月	1日より一部改正	平成21年	4月	1日より一部改正
昭和62年	4月	1日より一部改正	平成22年	4月	1日より一部改正
平成2年	5月21日	より一部追加	平成24年	4月	1日より一部改定
平成7年	4月	1日より一部改正	平成25年	4月	1日より一部改定
平成10年	5月16日	より一部改正	平成26年	4月	1日より一部改定
平成15年	4月	1日より一部改正	平成30年	4月	1日より一部改定
平成17年	4月	1日より一部改正	令和5年	6月	2日より一部改正
平成18年	4月	1日より一部改正	令和6年	6月	1日より一部改正
平成19年	4月	1日より一部改正			